

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成30年6月14日(2018.6.14)

【公表番号】特表2017-514752(P2017-514752A)

【公表日】平成29年6月8日(2017.6.8)

【年通号数】公開・登録公報2017-021

【出願番号】特願2016-566974(P2016-566974)

【国際特許分類】

B 6 0 G 3/20 (2006.01)

B 6 0 G 7/00 (2006.01)

B 6 0 G 15/06 (2006.01)

【F I】

B 6 0 G 3/20

B 6 0 G 7/00

B 6 0 G 15/06

【手続補正書】

【提出日】平成30年4月24日(2018.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ハブキャリア及び支持アームのアセンブリであり、前記支持アームが、進行方向において互いに間隔が置かれた2つのポイントで前記ハブキャリアと接続されるアームであると共に、シャーシへの取付けのための支持アーム接続ポイントへ向けて前記2つのポイントから内側へ向けて延びるアームであるアセンブリと、

前記シャーシへの取付けのためのトレーリングリンク接続ポイントへ向けて前記アセンブリから前記支持アームを横断する方向に延びるトレーリングリンクと、

前記2つのポイントから縦方向に間隔が置かれた単一の位置で前記ハブキャリアに接続されると共に、前記シャーシへの取付けのための単一接続ポイントへ向けて前記単一の位置から内側へ向けて延びるトーコントロールリンクと、

を有する、車両サスペンション。

【請求項2】

前記トレーリングリンクが前記アセンブリから前方方向に向けて延びる、請求項1に記載の車両サスペンション。

【請求項3】

シャーシへの取付けのための接続ポイントへ向けて上方に延びるストラットを更に有する、請求項1又は請求項2に記載の車両サスペンション。

【請求項4】

前記ストラットがスプリングを有する、請求項3に記載の車両サスペンション。

【請求項5】

前記ストラットがショックアブソーバーを有する、請求項3又は請求項4に記載の車両サスペンション。

【請求項6】

前記トーコントロールリンクが前記ハブキャリアに接続される前記単一の位置が、前記支持アームが前記ハブキャリアに接続される前記2つのポイントよりも外側に位置する、

請求項 1 ~ 5 のうちのいずれか 1 項に記載の車両サスペンション。

【請求項 7】

前記トーコントロールリンクがシャーシに接続される前記単一接続ポイントが、前記支持アームがシャーシに接続される支持アーム接続ポイントよりも内側に位置する、請求項 1 ~ 6 のうちのいずれか 1 項に記載の車両サスペンション。

【請求項 8】

前記支持アームが、接続ポイントから前記 2 つのポイントのそれぞれへと分岐して延びる一対のアームを有する、請求項 1 ~ 7 のうちのいずれか 1 項に記載の車両サスペンション。

【請求項 9】

前記トーコントロールリンクが、前記一対のアームの少なくとも一方よりも長い請求項 8 に記載の車両サスペンション。

【請求項 10】

前記ハブキャリアが前後方向に延びる枢動ピンを含むと共に、前記 2 つのポイントを規定する 2 つの枢動ポイントであり前記支持アーム上の 2 つの枢動ポイントを、前記枢動ピンが貫通する、請求項 1 ~ 9 のうちのいずれか 1 項に記載の車両サスペンション。

【請求項 11】

前記支持アーム接続ポイントの取付けは、前記支持アームが前記シャーシに対してすべての方向に運動可能な取付けである、請求項 1 ~ 10 のうちのいずれか 1 項に記載の車両サスペンション。

【請求項 12】

ラバーブッシングを介してスタッドに取り付けられた円筒部分で、前記支持アームがシャーシに取り付けられる、請求項 1 ~ 11 のうちのいずれか 1 項に記載の車両サスペンション。

【請求項 13】

前記トレーリングリンクがハブキャリアに接続されている、請求項 1 ~ 12 のうちのいずれか 1 項に記載の車両サスペンション。

【請求項 14】

前記トレーリングリンクが前記枢動ピンの端部に接続されている、請求項 10 に記載の車両サスペンション。

【請求項 15】

前記ハブキャリアに支持された軸を更に有する、請求項 1 ~ 14 のうちのいずれか 1 項に記載の車両サスペンション。

【請求項 16】

前記軸が駆動軸である、請求項 15 に記載の車両サスペンション。

【請求項 17】

前記軸に装着された車輪を更に有する、請求項 16 に記載の車両サスペンション。

【請求項 18】

シャーシと少なくとも 2 つの車輪を有する車両であって、

前記 2 つの車輪を前記車両の片側に 1 つずつ有し、

前記車輪のそれぞれが前記シャーシに、請求項 15 又は請求項 16 に記載の車両サスペンションを介して取り付けられている、車両。